

平成30年度 第4回市民参加及び協働推進委員会会議録

- 日 時 平成30年9月26日(水) 午後7時～午後8時
- 場 所 市役所2階 市長公室
- 出席者 委 員：朝賀委員、阿由葉委員、桑原委員、長ヶ原委員、富田委員、
根岸委員、吉岡委員、渡邊委員
事務局：古寺協働推進課長、赤田協働推進課主査
- 欠席者 委 員：有賀委員、金子委員
- 傍聴者 なし

内 容	
古寺課長	1 開 会 開会あいさつ
委員長	2 委員長あいさつ あいさつ
	3 議 題 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、阿由葉委員長が議長となり、議事を進行した。
	(1) 富士見市協働事業提案制度について ・募集状況について
	資料1 富士見市協働事業提案制度申請書 事業名「富士見ぞう列車がやってきたコンサート」
	資料2 富士見市協働事業提案制度申請書 事業名「ミニ鉄道運転会40周年記念車両製作」
事務局	6月1日(金)～7月31日(火)まで募集し、市民提案型協働事業の申請は2件受付であった。 各提案の概要について、資料に基づき説明。

委員事務局	<p><質疑・意見></p> <p>●事業名「富士見ぞう列車がやってきたコンサート」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名の由来等は何か。 <p>⇒絵本を原作とした合唱組曲がある。この演目は各地で行われており、近隣では川越市や川口市で開催されているもので、提案団体の代表者は、川越市のコンサート運営にも関わっている。富士見市でも、子どもから大人まで含めた市民合唱団を結成し公演することを予定している。</p>
委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は、様々な場所でコンサートを開催している方と認識している。 <p>⇒そのとおりである。</p>
委員事務局	<p>●事業名「ミニ鉄道運転会40周年記念車両製作」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書の予算内で機関車の製作ができるのか。 <p>⇒機関車製作のための車両や部品等は、提案団体の会員から提供してもらう予定であり、基本的に電気機関車の製作を予定している。</p>
委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金等を併せて利用することはできないのか。 <p>⇒協働事業提案制度上、他から助成を受けている事業は対象とならず、補助金の上限額までの申請となっている。</p>
	<p>・審査要領について</p> <p>資料3 平成30年度富士見市協働事業提案制度 市民提案型協働事業プレゼンテーションについて</p> <p>資料4 各委員会による提案された事業の選考に関する意見のとりまとめについて</p> <p>資料5 平成30年度富士見市協働事業提案制度審査要領</p> <p>資料6 平成30年度富士見市協働事業提案制度 プレゼンテーション審査メモ</p>
事務局	<p>市民提案型協働事業で申請のあった2件について、書類審査を実施した。富士見市協働事業提案制度実施要綱第3条「提案者の要件」及び第4条「協働事業の要件」について該当すると判断し、プレゼンテーションによる選考を実施する。プレゼンテーションの実施要領及び各委員会委員による意見のとりまとめ方法、審査メモについて、資料に基づき説明。</p> <p>なお、推進委員が提案者の団体に所属する場合、当該事業についての審査には加われないことになっている。</p> <p><質疑・意見></p> <p>なし</p>

	<p>(2) 富士見市自治基本条例の見直しについて</p> <p>資料7 富士見市自治基本条例の見直し検証にかかる委員意見整理表</p> <p>資料8 富士見市自治基本条例の手引き 解説修正案</p>
事務局	<p>これまでの2回の委員会にて協議した内容についてまとめた、資料7及び資料8について説明。条例改正や解説修正の意見の取りまとめを行った。</p>
委員	<p><委員からの意見・質問></p> <p>●第6条（市民の権利）</p> <p>・第1項の「市政に関する情報を知る権利」と「市政に参加する権利」の順序を入れ替える意見があったが、条例改正は難しいか。</p>
事務局	<p>⇒条例改正の根拠としては、この意見では難しいと思われる。</p>
委員	<p>⇒条例改正には、議会での審議・議決が必要であるため、行政からの説明責任を考えると困難であろう。</p>
委員	<p>●第11条（市職員の責務）</p> <p>・現在、公務員の副業や兼業について話題になっているため、職員の業務外における有償ボランティア活動等の副業、兼業の推奨について加える必要はないか。</p>
事務局	<p>⇒市の方針が定まっていない現状で、加えるのは難しい。</p>
委員	<p>⇒自治基本条例でというよりは、地方公務員法の内容であると思われるため、各自治体の服務規程で定める方が望ましいのではないかと。</p>
委員	<p>●第13条（市民意見提出手続）</p> <p>・パブリックコメントの市の周知努力義務については、解説に加えられているのか。</p>
事務局	<p>⇒資料8は、協議が終了した自治基本条例の解説修正案のみ提示であるため、現状では加えられていない。今後、市民参加手続規則第9条の解説に加える予定である。</p>
委員	<p>●第19条（情報の公開）</p> <p>・市が取り組んでいる情報発信の具体例について、資料8に示された以外で記載すべきものはないか。</p>
事務局	<p>⇒どこまで記載すべきか検討し、資料8に示した内容となった。</p>
委員	<p>・例えば「テレ玉（テレビ埼玉）データ放送」などはどうか。</p>
事務局	<p>⇒防災に特化していることから、記載は考えていない。</p>
委員	<p>⇒放送関連が他にもあればよいが、「テレ玉（テレビ埼玉）データ放送」だけを記載するというのは難しい。</p>
	<p>●第25条（行政評価）</p>

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・解説の修正案の表現として、「その結果に対する改善をし」は、「その結果を踏まえて」が適切である。
事務局	⇒意見のとおり修正する。
議長	委員に諮り、事務局案に第25条についての自治基本条例の手引き 解説修正案の訂正を加えることで承認が得られた。
事務局	<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等日程について <p>①平成30年度富士見市協働事業提案制度・ 市民提案型協働事業プレゼンテーション 日時：平成30年11月5日（月）午後7時～ 場所：市役所1階 全員協議会室</p> <p>②第5回推進委員会 日時：平成30年11月16日（金）午後7時～ 場所：市役所2階 市長公室</p> <p>5 閉 会</p>